

令和4年 多賀町議会4月第2回臨時会会議録

令和4年4月6日（水） 午後1時29分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗 宏 君	7番	菅 森 照 雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武 史 君
4番	木 下 茂 樹 君	10番	山 口 久 男 君
5番	川 岸 真 喜 君	11番	大 橋 富 造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明 子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊久人 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定（4月6日 1日間）
日程第3	諸般の報告
日程第4	議案第23号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第24号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第6 議案第25号 多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- (日程追加)
- 日程第7 議長辞職の件について
- (日程追加)
- 日程第8 選 第 1号 議長選挙について
- (日程追加)
- 日程第9 副議長辞職の件について
- (日程追加)
- 日程第10 選 第 2号 副議長選挙について
- (日程追加)
- 日程第11 議席の変更について
- 日程第12 常任委員の選任について
- 日程第13 議会運営委員の選任について
- (日程追加)
- 日程第14 選 第 3号 彦根市犬上郡営林組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第15 選 第 4号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第16 選 第 5号 湖東広域衛生管理組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第17 同意第26号 多賀町監査委員（議員のうちから）の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 議会改革特別委員会委員の辞任について
- 日程第19 議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程第20 閉会中の継続調査申し出について
- (総務常任委員会)
- (産業建設常任委員会)
- (議会広報常任委員会)
- (議会運営委員会)

(開会 午後 1時29分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和4年第2回多賀町議会臨時会を開会いたします。

○議長(竹内薫君) 本臨時会に町長より提出されました案件は、議案3件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

次に、町長より招集の挨拶をお願いいたします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 本日、令和4年第2回多賀町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る3月議会定例会におきましては、令和4年度の予算をはじめ、事業の執行に関する数々の議案を可決いただきました。ありがとうございました。また、職員の人事につきましても、4月1日付で異動を発令し、事業の執行体制を整えたところでございます。本年度も、コロナウイルス感染症の行方を注視しながら、多賀町発展のための取組を職員一丸となって進めてまいります。議員各位のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、年度当初の臨時会をお願いいたしました議案は、条例改正議案3件でございます。後ほど説明させていただきます。慎重なご審議、適切なお決意を賜りますようよろしくお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

(開議 午後 1時30分)

○議長(竹内薫君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(竹内薫君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

4番 木下茂樹議員 5番 松居亘議員

を指名いたします。

○議長(竹内薫君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

3月25日の本会議において可決されました「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を求める意見書」は、国会および関係行政庁へ提出いたしました。

○議長（竹内薫君） 日程第4 「議案第23号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 「議案第23号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

今回の一部改正は、令和3年8月の国の人事院勧告を受けて、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、今回、国に準じて多賀町職員の給与改正を行うもので、主な改正点は、官民比較に基づき、期末手当を年0.15か月引き下げるものでございます。

改正内容におきましては、期末手当の額を規定しておりまして、第22条第2項中、期末手当の基礎額に乘じる率を100分の127.5から100分の120に改め、これを引用しております第3項中、これは再任用職員について定めるものでございますが、におきまして100分の127.5を100分の120に改め、100分の72.5を100分の67.5に改めるものでございます。

付則の1では、この条例は公布の日から施行するとしております。

加えて、今回の条例改正による期末手当の引下げは、本来、昨年12月、令和3年の12月期末手当から実施されるべきものでございましたが、国の法律改正が遅れたことにより、当町におきましては実施しておりませんでしたので、来る令和4年6月の期末手当において、昨年12月の期末手当の額に127.5分の15、再任用職員においては72.5分の10をそれぞれ乗じた額を調整額として控除するものと付則の2において規定をしております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

10番、山口久男議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 「議案第23号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、反対討論を行います。

本案は、先ほど説明ございましたように、人事院勧告に基づき、町職員の期末手当を0.15月分引き下げるものです。期末手当は生活が一時的に増える時期において、生活費を補充するための生活補充金としての性格を有しており、職員の生活維持に欠かせないものです。今回の期末手当の引下げは2年連続となり、最低でも私は現状維持とすべきであります。コロナ禍や原油高騰、物価高など、厳しい経済状況が続く中、公務員の賃下げは幅広い労働者の賃金にも影響を与え、暮らしと経済に大きな影響を及ぼすものと考えます。

世界の労働者の賃金が上昇している中で、日本の労働者の賃金は上がっておりません。労働者の賃金を保障し、増やしていくことが個人消費につながり、ひいては経済を支えることにつながります。

以上の理由により、本案には反対です。

なお、特別職の職員の期末手当引下げについては賛成することを表明し、討論といたします。

○議長（竹内薫君） ほかに討論されます方、おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） ないようですので、これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第23号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（竹内薫君） 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（竹内薫君） 日程第5 「議案第24号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 「議案第24号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

本条例改正も、さきの条例改正と同様に、人事院勧告による国家公務員の給与改定に伴う国の法律に合わせて多賀町特別職の職員の給与改定を行うもので、その内容は期末

手当を年0.1か月分引き下げるものでございます。

議案書3ページでは、第2条第2項中の期末手当の算定に用いる率の100分の127.5を100分の120に改め、100分の167.5を100分の162.5に引き下げるものでございます。

付則の1では、この条例は公布の日から施行するとしております。

加えて、さきの条例改正の説明と同様に、来る令和4年6月の期末手当において、昨年12月の期末手当の額に167.5分の10を乗じた額を調整額として控除するものとし、付則の2において規定をしております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第24号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（竹内薫君） 日程第6 「議案第25号 多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 「議案第25号 多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明を申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。

この条例改正につきましては、昨年8月の人事院からの人事院勧告と併せて意見具申がなされ、人事院規則が一部改正されました。今回、その規則の改正に準じて本条例を改正するもので、育児休業や部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に関する措置等を定めるものでございます。

改正内容につきましては、第2条第3号の非常勤職員の定義において、アの（ア）を削除し、同号アの（イ）中の「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくす

る職（以下「特定職」という。）に」に改め、（ア）の削除に伴い、（イ）（ウ）をそれぞれ（ア）（イ）に繰り上げ、第19条第2号においては、「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア、イを削除します。このことにより、非常勤職員において、在職期間が1年を経過しない場合には育児休業や介護休暇等の取得ができなかったものが、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員においては、採用当初からこれらの休業や休暇等が取得できるようになるものでございます。

また、第22条以降に新たに第23条、第24条を加え、第23条におきましては、職員が任命権者に、本人または配偶者の妊娠または出産についての申出があったときの措置など、具体的には、育児休業制度等の事項を知らせるとともに、育児休業の請求に係る意向を確認するための面談を行うなどの措置等を定め、第24条においては、育児休業の承認の請求が円滑に行われるように、育児休業に係る研修の実施や育児休業の相談体制、また勤務環境の整備に関する措置を任命権者に義務づけるものでございます。

この2条の追加により、育児休業を取得しやすい環境整備に関する措置等を講じていくというものでございます。

付則では、この条例は令和4年4月1日から適用するとしております。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第25号 多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

再開は議場の時計で1時50分とします。

（午後 1時47分 休憩）

（午後 1時50分 再開）

○副議長（川岸真喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長、竹内薫議員から議長の辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条の

規定により、議長の職務を行います。

お諮りします。議長の辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（川岸真喜君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加することに決定しました。

日程表の配布を行います。

（日程表の配布）

○副議長（川岸真喜君） 日程第7 「議長辞職の件について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、竹内薫議員の退場を求めます。

〔議長 竹内薫君 退席〕

○副議長（川岸真喜君） 職員に辞職願を朗読させます。

（朗 読）

○副議長（川岸真喜君） お諮りします。竹内薫議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（川岸真喜君） 異議なしと認めます。

よって、竹内薫議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

竹内薫議員の入場を許可します。

〔12番議員 竹内薫君 入場〕

○副議長（川岸真喜君） ただいま議長の辞職が許可されました。

お諮りします。議長選挙を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（川岸真喜君） 異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程表の配布を行います。

（日程表の配布）

○副議長（川岸真喜君） 日程第8 「選第1号 議長選挙」を行います。選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場 閉鎖）

○副議長（川岸真喜君） ただいまの出席議員数は全員であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番

神細工宗宏議員、2番 清水登久子議員を指名いたします。

投票用紙を配布します。

投票は単記無記名です。

(投票用紙の配布)

○副議長(川岸真喜君) 投票用紙の配布漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長(川岸真喜君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○副議長(川岸真喜君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(氏名の点呼・投票)

○副議長(川岸真喜君) 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長(川岸真喜君) 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これより開票を行います。1番 神細工宗宏議員および2番 清水登久子議員は開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○副議長(川岸真喜君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、5番 松居亘議員8票、6番 菅森照雄議員4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、5番 松居亘議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場 開鎖)

○副議長(川岸真喜君) ただいま議長に当選されました松居亘議員が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました松居亘議員の議長承諾と就任の挨拶をお願いいたします。

5番、松居亘議員。

〔議長 松居亘君 登壇〕

○議長(松居亘君) ただいまは皆様のご信任を賜り、歴史と伝統ある多賀町議会の議長に就任させていただきましたことは、誠に身に余る光栄であり、心から厚く御礼申し上げます。今まさに、その責任の重さを痛感している次第でございます。ここにご推挙いただきましたからには、初心を忘れることなく、皆様方のお力添えを頂きながら、公正

かつ円滑なる議会運営に努めてまいります。

コロナ禍の現状にも、ワクチン接種が進み、やっと一筋の光が見えてきたように感じますが、まだまだ先の見えない状況が続いております。また、本町におきましては、人口減少対策、少子高齢化対策、医療介護対策、防災対策、空き家対策、交通対策など、町政の課題は山積しております。このような諸問題解決のため、また、町民皆様の暮らしに対する安全安心をお守りし、町民の皆様が将来に希望が持てる、活力ある多賀町の実現のため、二元代表制の一翼を担う議会の役割は大きく、その取りまとめ役として議長の仕事を果たしてまいりたいと考えております。また、本年4月1日より施行しております議会基本条例に基づき、町民皆様に分かりやすい、開かれた議会運営にも誠心誠意努めてまいります。

先輩ならびに同僚議員の各位におかれましては、今後とも、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（川岸真喜君） それでは、議長を交代します。

暫時休憩します。

再開は2時25分とします。

（午後 2時10分 休憩）

（午後 2時20分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。副議長、川岸真喜議員から副議長の辞職願が提出されましたので、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加することに決定いたしました。

日程表の配布を行います。

（日程表の配布）

○議長（松居亘君） 日程第9 「副議長辞職の件について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、川岸真喜議員の退場を求めます。

〔副議長 川岸真喜君 退席〕

○議長（松居亘君） 職員に辞職願を朗読させます。

（朗 読）

○議長（松居亘君） お諮りします。川岸真喜議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、川岸真喜議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

川岸真喜議員の入場を許可します。

〔11番議員 川岸真喜君 入場〕

○議長（松居亘君） ただいま、副議長の辞職が許可されました。

お諮りします。副議長選挙を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、以下、日程を繰り下げ、副議長選挙を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程表の配布を行います。

（日程表の配布）

○議長（松居亘君） 日程第10 「選第2号 副議長選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場 閉鎖）

○議長（松居亘君） ただいまの出席議員数は全員であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番 近藤勇議員、4番 木下茂樹議員を指名します。

投票用紙を配布します。

（投票用紙の配布）

○議長（松居亘君） 投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（松居亘君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（氏名の点呼・投票）

○議長（松居亘君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これより開票を行います。3番 近藤勇議員および4番 木下議員は開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（松居亘君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、3番 近藤勇議員4票、8番 大橋富造議員4票、11番 川岸真喜議員4票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票であり、3番 近藤議員、8番 大橋議員、11番 川岸議員の得票数はいずれもこれを超えております。3議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。近藤議員、大橋議員、川岸議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

しばらくお待ちください。

(午後 2時40分 休憩)

(午後 2時54分 再開)

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは抽せん棒にて行います。くじの立会人には引き続き4番、木下議員にお願いし、また、近藤議員は当事者となられましたので、6番、菅森照雄議員に立会人をお願いします。

まずは、くじを引く順番を決めるくじを行います。3番、近藤勇議員、くじを引いてください。

(くじを引く)

○議長（松居亘君） 次に、8番、大橋富造議員。

(くじを引く)

○議長（松居亘君） 次に、11番、川岸真喜議員、お願いします。

(くじを引く)

○議長（松居亘君） くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

1番が川岸議員、2番、近藤議員、3番、大橋議員の順序で行います。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。1番のくじを引いた方を当選人といたします。

最初に、11番、川岸議員。

(くじを引く)

○議長（松居亘君） 次に、3番、近藤議員。

(くじを引く)

○議長（松居亘君） 次に、8番、大橋議員。

（くじを引く）

○議長（松居亘君） くじの結果を報告します。

くじの結果、8番、大橋議員が当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場 開鎖）

○議長（松居亘君） ただいま副議長に当選されました大橋議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました大橋議員の副議長承諾と就任の挨拶をお願いします。

〔副議長 大橋富造君 登壇〕

○副議長（大橋富造君） このたびの臨時議会におきまして、議員の皆様方のご推挙により、多賀町議会副議長の要職に就かせていただくことになりました。先輩議員のおられる中、まだまだ若輩で浅学非才の私にこのような機会を与えていただきましたことは、誠に身に余る光栄と、衷心よりお礼申し上げますとともに、責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでおります。14年間の議会議員としての活動や経験を生かし、持てる力を精いっぱい発揮し、松居議長を支え、公正かつ円満な議会運営に努めていく所存でございます。

私は、議会の使命と議員の責務は、町民の負託を負える議員を目指し、多賀町に住み続けて良かったと思われる施策を議員、行政が一丸となつてつくり上げていかなければならないと思っております。超少子・高齢化の中、厳しい町財政の中で、議員とともに知恵を出し合い、一つ一つの課題克服と実現に向け、取り組む所存でございます。

これからも町民の皆様のご支援とご鞭撻のほど、心よりお願い申し上げます。副議長の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で3時45分といたします。

（午後 3時05分 休憩）

（午後 4時29分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。議席の変更を日程に追加し、議題としたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、以下、日程を繰り下げ、議席の変更を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程表の配布を行います。

(日程表の配布)

○議長（松居亘君） 日程第11 「議席の変更について」を議題といたします。

このたびの議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更をします。お手元に配布しました議席表のとおり指定いたしますので、移動をお願いします。

日程の繰下げを行います。

○議長（松居亘君） 日程第12 「常任委員の選任」を議題といたします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員はお手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

○議長（松居亘君） 日程第13 「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員はお手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。暫時休憩いたします。

この間に、各常任委員会および議会運営委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

再開は4時40分といたします。

(午後 4時35分 休憩)

(午後 4時37分 再開)

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、各常任委員会および議会運営委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

総務常任委員長に9番 川添武史議員、副委員長に7番 菅森照雄議員、産業建設常任委員長に10番 山口久男議員、副委員長に4番 木下茂樹議員、議会広報常任委員長に1番 神細工宗宏議員、副委員長に4番 木下茂樹議員、議会運営委員長に8番 富永勉議員、副委員長に9番 川添武史議員がそれぞれ選出されました。

暫時休憩いたします。日程の追加がありますので、その場で休憩願います。

(午後 4時39分 休憩)

(午後 4時40分 再開)

○議長(松居亘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま議長名において、「選第3号 彦根市犬上郡営林組合議会議員の補欠選挙について」、「選第4号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の補欠選挙について」、「選第5号 湖東広域衛生管理組合議会議員の補欠選挙について」、および「議会改革特別委員会委員の辞任について」ならびに「議会改革特別委員会委員の選任について」を提出いたしました。また、閉会中の継続調査申出について、各常任委員長ならびに議会運営委員長より提出されました。また、町長より、「同意第26号 多賀町監査委員(議員のうちから)の選任につき同意を求めることについて」の提出がありました。

これらを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、これらを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長(松居亘君) 日程第14 「選第3号 彦根市犬上郡営林組合議会議員の補欠選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が一括指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、議長が一括指名することに決定いたしました。

彦根市犬上郡営林組合議会議員に、3番 近藤勇議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました1名を、彦根市犬上郡営林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました3番 近藤勇議員が当選されました。

当選されました1名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（松居亘君） 日程第15 「選第4号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の補欠選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に、11番 大橋富造議員、私、12番 松居亘を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました2名を、彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました11番 大橋富造議員、私、12番 松居亘が当選いたしました。

当選しました2名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（松居亘君） 日程第16 「選第5号 湖東広域衛生管理組合議会議員の補欠選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が一括指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議長が一括指名することに決定しました。

湖東広域衛生管理組合議会議員に、11番 大橋富造議員、私、12番 松居亘を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました2名を、湖東広域衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました11番 大橋富造議員、私、12番 松居亘が当選いたしました。

当選しました2名が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（松居亘君） 日程第17 「同意第26号 多賀町監査委員（議員のうちから）の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

初めに、地方自治法第117条の規定により、6番 竹内薫議員の退席を求めます。

〔6番議員 竹内薫君 退席〕

○議長（松居亘君） 本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 「同意第26号 多賀町監査委員の選任につき同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

議会の議員のうちから選任する監査委員として、これまで監査委員をお願いしていました富永勉氏から、本日4月6日、辞任届があり、これを受理いたしました。富永氏には、この間、適切な監査の実施と事務の遂行にご尽力賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、今回の選任に当たりましては、人格が高潔で地方自治に関し優れた識見をお持ちの竹内薫氏を適任者と考えますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第26号 多賀町監査委員（議員のうちから）の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第26号は同意することに決定しました。

6番 竹内薫議員は議席に着席ください。

〔6番議員 竹内薫君 入場〕

本日の会議時間は、議案審議が終わらないため、会議規則第9条第2項の規定により延長することといたします。

○議長（松居亘君） 日程第18 「議会改革特別委員会委員の辞任について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、当職は除斥となりますので、退場することとし、議長職を交代します。

〔議長 松居亘君 退席〕

〔大橋富造副議長 議長席着席〕

○副議長（大橋富造君） 地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。

松居議長から、議会改革特別委員会の委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（大橋富造君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

議長の入場を許可します。

〔議長 松居亘君 入場〕

○副議長（大橋富造君） 議長の議会改革特別委員会委員の辞任は許可されましたので、報告いたします。

議長職を交代します。

〔松居亘議長 議長席着席〕

○議長（松居亘君） 日程第19 「議会改革特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。委員会条例第7条第1項の規定により、竹内薫議員を議会改革特別委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、竹内薫議員を議会改革特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

この間に、議会改革特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

5時ちょうどまで休憩いたします。

(午後 4時53分 休憩)

(午後 4時55分 再開)

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議会改革特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

議会改革特別委員長に11番 大橋富造議員、副委員長に3番 近藤勇議員が選出されました。

○議長（松居亘君） 日程第20 「閉会中の継続調査申出について」、総務常任委員会、産業建設常任委員会および議会広報常任委員会ならびに議会運営委員会の所管事務調査についてを一括議題といたします。

本件については、会議規則第75条の規定により、各常任委員長および議会運営委員長から、議長に申出がありました。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中も所管事務調査をお願いすることに決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中も所管事務調査をお願いすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程ならびに本臨時会に付議されました案件の審議は全て議了いたしました。

これをもって令和4年4月第2回臨時会を閉会いたします。

(午後 5時00分 閉会)

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

旧多賀町議会議長 竹 内 薫

旧多賀町議会副議長 川 岸 真 喜

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会副議長 大 橋 富 造

多賀町議会議員 松 居 亘

多賀町議会議員 木 下 茂 樹